

消 防 用 設 備 等 設 置 計 画 届 出 書 (表)

届出者(建築主) 西宮市火災予防条例第45条の規定に 基づき、次のとおり消防用設備等(特 殊消防用設備等)の設置計画をしたの で届け出ます。		住所 氏名 電話	
代理者氏名		電話	
敷地の地名・地番	西宮市	防火地域	防火・準防火・指定なし
	申請部分	申請外部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²
構造	造		
耐火建築物	耐火	準耐火(イ・1・2・ロ・1・2)	その他
建築物の高さ	棟の工事種別	建築物名称	
m			
工事着手日		工事完了日	
階別	階	階	階
床面積	申請部分	申請外部分	合計
	m ²	m ²	m ²
用途			
収容人員	人	人	人
内装・普・無窓	難・普・無	難・普・無	難・普・無
階段設置数	特避()	外避()	内避()
法令に基づき設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等			
非常電源(専用受電 自家発電 蓄電池 燃料電池)	中間検査	受ける	非常開放面格子
設置			

下欄は、記入しないでください

消 防 同 意 審 査 欄

管轄区域	西宮 北夙川 鳴尾 瓦木 甲東 北 山口		
申請事項	確認・変更確認・許可・計画・12条・現況		
本件は、消防法第7条に基づき次のとおり処理します。			
決裁	審査の結果、下記のとおりであり(同意・回答・不同意)してよろしいか。		
市・指定確認機関受付年月日 番号	受理年月日 番号	調査年月日	
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日	
処理日	年 月 日 第 号の1	審査者	消防
審査・指導内容			
項ごとの面積	m ²	m ²	m ²
按分	項	項	項
合計	m ²	m ²	m ²
住	m ²	共	開発番号
宅	m ²	m ²	

特 記	
--------	--

記 入 上 の ご 注 意

- ・ 消防同意審査欄には記入しないでください。
- ・ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に該当するもので、専用住宅及び長屋住宅を除いたすべての建築物について記入してください。
- ・ 「貯蔵取扱い」欄は、該当するものを「○」印で囲み、その容量等を記入してください。
- ・ 予定収容人員の算定は、消防法施行規則第1条の3によるほか、各階毎に算定し難い場合は、合計を記入してください。
- ・ 「内装・普・無窓階判定」は、壁及び天井の室内に面する部分を難燃材料で仕上げる場合は「難」に○を記入してください。また、無窓階に該当する階にあっては「無」、普通階にあっては「普」に○を記入し、普通階・無窓階算定書を添付してください。
- ・ 「階段設置数」は、設置する階段の数を記入してください。「特避」は特別避難階段、「外避」は屋外避難階段、「内避」は屋内避難階段、「告7」は平成14年消防庁告示第7号に該当する屋内避難階段、「屋外」は屋外直通階段、「屋内」は屋内直通階段を示します。
- ・ 設置を計画する消防用設備等を下記により記入してください。
 消火設備 消火器 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備
 警報設備 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 消防機関へ通報する火災報知設備 非常警報設備(非常ベル・サイレン・放送設備)
 避難設備 避難器具(避難はしご・救助袋・緩降機・その他) 誘導灯
 消火活動上必要な施設 消防用水 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備
 特殊消防用設備等 消防法施行令第29条の4に規定する設備 総合操作盤 火災伝送防止装置他
- ・ 水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備を設置する場合は、固定式、移動式の区分を記入してください。
- ・ 「非常電源」は、消防ポンプ等にかかる非常電源を設置する際に記入してください。
- ・ 特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)を適用し建築する場合は、特記欄に内装、防火区画等の計画、その他の防火上必要な事項を記入すると共に建具リスト、配管リスト、配管系統図、貫通詳細図及び性能規定計算書等を添付し、事前に指導を受けてください。
- ・ 正副2通に委任状(写し可)、普通階・無窓階算定書、建具リスト、仕上げ表、付近見取図、建物配置図、各階平面図、立面図及び消防用設備等の設計図書を添付し、予防課まで提出してください。

お 知 ら せ

- ・ 消防用設備等又は特殊消火設備等の工事が完了した場合は、完了後4日以内に消防用設備等(特殊消防設備等)設置届出書を提出し、消防署の検査を受けてください。(消防法第17条の3の2)
- ・ 収容人員が、消防法施行令別表第1(6)項口の存する防火対象物にあっては10人以上、特定防火対象物にあっては30人以上、その他の防火対象物にあっては50人以上の場合、管理権原者は資格を有する者の中から「防火管理者」を選任し、使用開始をしようとする日迄に届け出をしてください。(消防法第8条)
- ・ 建物の使用開始をしようとするときは、7日前迄に防火対象物使用開始届出書を提出し、消防署の検査を受けてください。(西宮市火災予防条例第45条の2)
- ・ 危険物施設のある場合は、着工前に許可申請手続を行ってください。(消防法第11条)